

令和6年3月26日

令和5年度第12回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和6年3月26日(火)  
午前9時30分  
場 所 美浦村役場 3階 大会議室

日 程

- 1 開会
- 2 付議事項
  - 議案第1号 令和6年度美浦村学校評議員の委嘱について
  - 議案第2号 令和6年度美浦村学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について
  - 議案第3号 美浦村社会教育委員の委嘱について
  - 議案第4号 美浦村公民館運営審議会委員の委嘱について
  - 議案第5号 美浦村スポーツ推進審議会委員の委嘱について
  - 議案第6号 美浦村スポーツ推進委員の委嘱について
  - 議案第7号 美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程
  - 議案第8号 美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程
  - 議案第9号 美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程
- 3 報告事項
  - 報告第1号 令和5年度就学援助費支給申請者及び認定者の報告について
- 4 その他
- 5 閉会

議案第1号

令和6年度美浦村学校評議員の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和6年3月26日提出

美浦村教育委員会教育長 山崎満男

記

美浦村立学校管理規則(昭和48年教委規則第2号)第17条の2第3項に基づき、令和6年度美浦村学校評議員を別紙のとおり委嘱することについて同意を求める。

非公開案件

議案第 2 号

令和 6 年度美浦村学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 2 6 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

記

美浦村立学校管理規則（昭和 4 8 年教委規則第 2 号）第 1 8 条に基づき、令和 6 年度美浦村学校医、学校歯科医、学校薬剤師を別紙のとおり委嘱することについて同意を求める。

非公開案件

議案第3号

美浦村社会教育委員の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和6年3月26日提出

美浦村教育委員会教育長 山崎満男

記

美浦村社会教育委員に関する条例(昭和48年美浦村条例第5号)第2条の規定に基づき、美浦村社会教育委員を下記のとおり委嘱することについて同意を求めらる。

非公開案件

議案第4号

美浦村公民館運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和6年3月26日提出

美浦村教育委員会教育長 山崎満男

記

美浦村中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例（昭和57年美浦村条例第10号）第4条第1項の規定に基づき、公民館運営審議会委員を下記のとおり委嘱することについて同意を求める。

非公開案件

議案第 5 号

美浦村スポーツ推進審議会委員の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 2 6 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

記

スポーツ基本法(平成 2 3 年法律第 7 8 号) 第 3 1 条及び美浦村スポーツ推進審議会条例第 2 条の規定に基づき、美浦村スポーツ推進審議会委員の委嘱について下記のとおり提出する。

非公開案件

議案第 6 号

美浦村スポーツ推進委員の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 2 6 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

記

スポーツ基本法(平成 2 3 年法律第 7 8 号) 第 3 2 条第 1 項及び美浦村スポーツ推進委員に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、スポーツ推進委員の委嘱について下記のとおり提出する。

非公開案件



議案第7号

美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和6年3月26日提出

美浦村教育委員会教育長 山崎満男

美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程

美浦村立美浦幼稚園運営規程（平成27年美浦村教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第16条の表中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て施設等の運営に関する基準」に改める。

別表1 給食費の項を次のように改める。

給食費	給食費1食あたり330円（うち主食費69円、副食費261円）牛乳1食あたり60円 ※年収360万円未満相当世帯の子ども及び全ての世帯の第3子以降の子どもに対する副食費用については免除とする。	実費徴収
-----	--	------

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

美浦村立美浦幼稚園運営規程（平成27年美浦村教育委員会訓令第5号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
（記録の整備） 第16条（略）		（記録の整備） 第16条（略）	
種類	保存年限	種類	保存年限
（略） 3 <u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準</u> （平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する市町村への通知に係わる記録 （略）	5年	（略） 3 <u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準</u> （平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する市町村への通知に係わる記録 （略）	5年
（略）	（略）	（略）	（略）
別表1（第7条関係） 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金		別表1（第7条関係） 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金	
項目	内容、負担を求める理由、目的	項目	内容、負担を求める理由、目的
（略）	（略）	（略）	（略）
給食費	給食費（水～金）1食あたり310円 （うち主食費65円、副食費245円） 牛乳（月～金）1食あたり50円 ※年収360万円未満相当世帯の子ども及び全ての世帯の第3子以降の子どもに対する副食費用については免除とする。	給食費	給食費_____1食あたり330円※実費徴収 （うち主食費69円、副食費261円） 牛乳_____1食あたり60円 ※年収360万円未満相当世帯の子ども及び全ての世帯の第3子以降の子どもに対する副食費用については免除とする。
（略）	（略）	（略）	（略）
金額	金額	金額	金額
（略）	（略）	（略）	（略）
月 4,000円 年 44,000円 ※実費精算徴収			

議案第 8 号

美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 2 6 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程

美浦村立大谷保育所運営規程（平成 2 7 年美浦村教育委員会訓令第 3 号）の  
一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号中「保育士 1 6 人」を「保育士 1 8 人」に改める。

別紙 2 を次のように改める。

別表 2 特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
5 歳児親子遠足	バス代・入園料	約 7, 0 0 0 円

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

美浦村立大谷保育所運営規程（平成27年美浦村教育委員会訓令第3号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
（職員の職種、員数及び職務の内容） 第5条（略） (1)・(2)（略） (3) <u>保育士16人</u> 保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育業務を行う。 (4)～(9)（略） 別表2 <u>特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用</u>			（職員の職種、員数及び職務の内容） 第5条（略） (1)・(2)（略） (3) <u>保育士18人</u> 保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育業務を行う。 (4)～(9)（略） 別表2 <u>特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用</u>		
<u>項目</u>	<u>内容、負担を求める理由、目的</u>	<u>金額</u>	<u>項目</u>	<u>内容、負担を求める理由、目的</u>	<u>金額</u>
<u>親子遠足 (3・4・5歳児)</u>	<u>バス代・入園料</u>	<u>約6,000円</u>	<u>5歳児親子遠足</u>	<u>バス代・入園料</u>	<u>約7,000円</u>
<u>5歳児園外保育</u>	<u>バス代・入園料</u>	<u>約5,000円</u>			

議案第9号

美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和6年3月26日提出

美浦村教育委員会教育長 山崎満男

美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程

美浦村立木原保育所運営規程（平成27年美浦村教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「保育士14人」を「保育士13人」に、同条第5号中「生活介助員2人」を「生活介助員3人」に改める。

別表2を次のように改める。

別表2 特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
5歳児親子遠足	バス代・入園料	約7,000円

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

美浦村立木原保育所運営規程（平成27年美浦村教育委員会訓令第4号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
<p>（職員の職種、員数及び職務の内容）</p> <p>第5条（略）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) <u>保育士14人</u></p> <p>保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育業務を行う。</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5) <u>生活介助員2人</u></p> <p>生活介助員は、生活の援助が必要な乳幼児の生活介助を行う。</p> <p>(6)～(9)（略）</p> <p>別表2 特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用</p>			<p>（職員の職種、員数及び職務の内容）</p> <p>第5条（略）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) <u>保育士13人</u></p> <p>保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育業務を行う。</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5) <u>生活介助員3人</u></p> <p>生活介助員は、生活の援助が必要な乳幼児の生活介助を行う。</p> <p>(6)～(9)（略）</p> <p>別表2 特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用</p>		
<u>項目</u>	<u>内容、負担を求める理由、目的</u>	<u>金額</u>	<u>項目</u>	<u>内容、負担を求める理由、目的</u>	<u>金額</u>
<u>親子遠足</u> <u>(3・4・5歳児)</u>	<u>バス代・入園料</u>	<u>約6,000円</u>	<u>5歳児親子遠足</u>	<u>バス代・入園料</u>	<u>約7,000円</u>
<u>5歳児園外保育</u>	<u>バス代・入園料</u>	<u>約5,000円</u>			

報告第1号

令和5年度就学援助費支給申請者及び認定者の報告について

上記について別紙のとおり報告する。

令和6年3月26日提出

美浦村教育委員会教育長 山崎満男

非公開案件

## 美浦学園設置及び運営に関する要綱

令和6年3月12日

令和6年美浦村教育委員会訓令第4号

### (目的)

第1条 この要綱は、地域の魅力を再発見・再認識することにより、地域への愛着や誇りを醸成し、地域社会の発展に貢献する人材を育成する場として、美浦学園を設置するにあたり、運営に必要な事項を定めることを目的とする。

### (入学資格)

第2条 美浦学園に入学できる者は、村内に住所を有し、入学時に満18歳以上から満60歳未満で、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 美浦学園の学習課程（以下「学習課程」という。）をすべて履修する意欲のある者
- (2) 地域貢献等の活動や文化的活動に興味のある者

2 美浦学園の生徒を募集する際は、前項各号のほか、開校の日程及び学習内容、申込者数が定員を超えた場合の選定方法、美浦学園の開催内容等を勘案した条件を記載した要項（以下「募集要項」とする。）を別途定めるものとする。

### (定員)

第3条 美浦学園の定員（以下「定員」という。）は、15名とする。

### (活動期間)

第4条 美浦学園の活動期間は、開校日に始まり閉校日で終わるものとする。

### (入学手続き)

第5条 美浦学園に入学の申込をしようとする者は、美浦学園入学申込書(様式第1号)を指定された期日までに美浦村教育委員会生涯学習課長（以下「課長」という。）に提出しなければならない。

### (入学の許可及び通知)

第6条 課長は、前条の手続きにより入学の申込をした者（以下「申込者」という。）が入学資格を満たしている場合は、入学を認めるものとする。ただし、申込者が定員を超えた場合は、抽選により決定するものとする。

2 課長は、申込者が定員に満たない場合は、活動期間の2割を経過するまでの間、随時入学の申し込みを受け付けることができるものとする。

3 課長は、同条第1項の規定により入学の決定をした申込者には、美浦学園入学決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。また、抽選によ



り入学を認められなかった申込者には、美浦学園選考結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（休学、復学及び自主退学）

第7条 美浦学園に入学した者（以下「学園生」という。）は、病気その他やむを得ない事由により、出席が難しいと見込まれる場合は、退学（休学）届（様式第4号）により休学を申し出ることができるものとする。なお、休学中の学習課程については欠席として取り扱うものとする。

2 休学中の学園生が復学しようとする場合は、復学届（様式第5号）により、復学を申し出なければならない。

3 学園生は、復学が見込めない場合又は自己都合により退学しようとする場合は、退学（休学）届（様式第4号）により自主退学を申し出ることができるものとする。

（退学又は停学）

第8条 課長は、次の各号のいずれかに該当する者について、退学又は停学の措置をとることができる。

- (1) この要綱の規定に違反した者又は課長の指示に従わない者
- (2) 正当な理由がなく出席をしない者
- (3) 美浦学園の秩序を乱す等、学園生としての本分に反した者
- (4) 経費等の納入を怠った者
- (5) その他課長が不相当と認める者

（学習内容）

第9条 美浦学園の学習内容は次のとおりとする。

- (1) 講義・討論
- (2) 研修・体験
- (3) 鑑賞・視察
- (4) その他、学園生の学習及び実践の場として適当であるもの

（学級委員）

第10条 美浦学園は、次の各号に規定する学級委員を置き、学園生の互選によりこれを定める。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 委員長は、学級委員を総括し、美浦学園を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（自主活動）

第11条 学園生は、課長の許可を受け「美浦学園生」として自主活動を行うことができるものとする。

(経費)

第12条 美浦学園の運営費は、美浦村の予算と学園生の負担金で構成する。

(1) 報償費及び需用費は、美浦村の予算で負担する。

(2) 活動費及び学園生に還元されるもの(材料費等)は、学園生の負担金で負担する。

(事務局)

第13条 事務局は、美浦村教育委員会生涯学習課に置くものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長の承認を得て課長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年度 美浦学園入学申込書				
				申込日： 年 月 日
ふりがな			電 話 番 号	
氏 名				
生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）	性 別	男 ・ 女	
住 所	（〒 ー ）			
連続入学回数（該当に○）	年度初めて		年度で（ ）回目	
			学園生名簿電話番号記載	可・否

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

美浦村教育委員会  
生涯学習課長

美浦学園 入学決定通知書

お申し込みのありました美浦学園への入学が決定しましたので通知いたします。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

様

美浦村教育委員会  
生涯学習課長

美浦学園 選考結果通知書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の美浦学園生募集に際し、ご応募いただきまして厚く御礼申し上げます。

今年度の美浦学園については、定員を超える応募があり、募集要項に基づき慎重に選考しました結果、誠に不本意ながら今回はご希望に添い兼ねる結果となりましたので、ご通知申し上げます。

様式第4号（第7条関係）

退学（休学）届

年 月 日

美浦村教育委員会  
生涯学習課長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

下記のとおり美浦学園を退学（休学）いたします。

ふりがな			
氏 名			
生年月日	年 月 日	性別	男・女
退学年月日	年 月 日		
休学期間			
理 由			

様式第5号（第7条関係）

復学届

年 月 日

美浦村教育委員会  
生涯学習課長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

下記のとおり美浦学園へ復学いたします。

ふりがな			
氏 名			
生年月日	年 月 日	性 別	男・女
復学年月日	年 月 日		
理 由			

美浦村人権教育推進会議設置要綱

令和6年3月12日  
令和6年美浦村教育委員会訓令第5号

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条に基づき、人権が尊重される心豊かな社会の実現に向け、人権教育及び人権啓発を推進するため、美浦村人権教育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人権施策の基本的な考え方及び取組に関する事項
- (2) 人権施策に関連する事業の実施に関する事項
- (3) その他人権施策に関し必要と認められる事項

(組織)

第3条 推進会議の委員は、別表に掲げる職の者をもって組織する。

- 2 会長は、美浦村教育委員会教育長を、副会長は、美浦村教育委員会教育部長をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、推進会議を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 推進会議は、委員総数の過半数をもって成立する。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、美浦村教育委員会生涯学習課で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。



附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

会長	教育長
副会長	教育部長
委員	総務部長
	保健福祉部長
	総務課長
	企画財政課長
	福祉介護課長
	健康増進課長
	学校教育課長
	指導室長
	子育て支援課長
	生涯学習課長
	幼稚園長
	小・中学校長